

四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第36号

四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付規則の一部を改正する規則

四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付規則（平成25年四日市市規則第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助事業等の基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる基準を満たす浄化槽管理者でなければならない。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に適当と認めた場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 浄化槽が、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項により供用開始の公示がされた区域、四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成5年四日市市条例第8号）第5条により供用開始の告示がされた区域、<u>四日市市コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例（平成9年四日市市条例第15号）第5条により供用開始の告示がされた区域及び団地集中浄化槽が設置された区域</u>を除く四日市市内に設置されたものであること。</p>	<p>(補助事業等の基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる基準を満たす浄化槽管理者でなければならない。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に適当と認めた場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 浄化槽が、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項により供用開始の公示がされた区域、四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成5年四日市市条例第8号）第5条により供用開始の告示がされた区域<u>及び</u>四日市市コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例（平成9年四日市市条例第15号）第5条により供用開始の告示がされた区域を除く四日市市内に設置されたものであること。</p>

(2)及び(3) (略)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の表に掲げる額とする。

浄化槽の種類	補助金の額
処理対象人員が5人から6人までの浄化槽	<u>12,000円</u>
処理対象人員が7人から9人までの浄化槽	<u>14,000円</u>
処理対象人員が10人から50人までの浄化槽	<u>17,000円</u>

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、法第57条第1項の規定に基づき三重県知事が指定した水質に関する検査の業務を行う者が省令第9条の2に規定する定期検査の報告を作成した日の属する年度の末日までに、四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 (略)

(2)及び(3) (略)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の表に掲げる額とする。

浄化槽の種類	補助金の額
処理対象人員が5人から6人までの浄化槽	<u>7,000円</u>
処理対象人員が7人から9人までの浄化槽	<u>9,000円</u>
処理対象人員が10人から50人までの浄化槽	<u>12,000円</u>

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、法第57条第1項の規定に基づき三重県知事が指定した水質に関する検査の業務を行う者が省令第9条の2に規定する定期検査の報告を作成した日から1月以内に、四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 (略)

第1号様式を次のように改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(上下水道局生活排水課)